

鯖江市教育委員会

3月定例会会議録

平成29年3月27日（月）

## 1 会議概要

- 日 時 平成29年3月27日(月) 午後2時30分開会  
午後4時44分閉会
- 場 所 鯖江市役所4階第2委員会室
- 出席委員  
福岡 委員長 二木 委員長職務代理者  
蓑輪 委員 笹本 委員  
辻川 教育長
- 欠席委員  
なし
- 出席説明員  
軽部 事務部長 澤 教育審議官  
福岡 教育総務課長 金子 生涯学習課長  
浮山 文化課長兼まなべの館館長 青山 文化の館副館長  
田畑 スポーツ課長
- 欠席説明員  
なし
- 書記  
高島 教育総務課グループリーダー
- 議事日程
  - (1) 開会の宣告 午後2時30分開会
  - (2) 会議録署名人の指名 蓑輪 委員 笹本 委員
  - (3) 鯖江市奨学生選考委員会委員の選任について  
福岡 俊孝委員を選任
  - (4) 報告事項
  - (5) 議案
    - 議案第6号 鯖江市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定  
について  
可決
    - 議案第7号 鯖江市教育委員会所管職員の職名に関する規則等の一部改正について  
可決
    - 議案第8号 グループ制およびチーム制に関する運営規程および鯖江市スポーツ推  
進委員に対する物品の貸与に関する規程の一部改正について  
可決
    - 議案第9号 平成29年度鯖江市学校教育基本方針について  
可決

議案第10号	平成29年度鯖江市生涯学習振興基本方針について	可決
議案第11号	平成29年度鯖江市文化の館基本方針について	可決
議案第12号	平成29年度鯖江市文化振興基本方針について	可決
議案第13号	平成29年度鯖江市スポーツ振興基本方針について	可決
議案第14号	鯖江市文化財の指定について	可決
議案第15号	学校医の委嘱について	可決
議案第16号	鯖江市社会教育委員の委嘱について	可決
議案第17号	鯖江市図書館協議会委員の委嘱について	可決
議案第18号	鯖江市視聴覚ライブラリー運営委員会委員の任命について	可決
議案第19号	鯖江市文化財調査委員会委員の委嘱について	可決
議案第20号	鯖江市まなべの館協議会委員の委嘱について	可決

(6) 委員長および教育長の報告

(7) その他

① 鯖江市小中学校元気・健康児童生徒表彰について

② 次回開催予定等について

4月定例教育委員会開催予定

日 時 4月19日(水) 午後3時

場 所 鯖江市役所 4階第2委員会室

③ その他

(8) 閉会の宣告 午後4時44分閉会

## 2 会議大要

(1) 報告事項

なし

## (2) 議案審議

議案第6号「鯖江市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について」

### 【説明】

教育総務課長が教育総務課所管分について説明

教育審議官が学校教育課所管分について説明

### 【質疑】

<委員>

2条の(2)の、教職員の人事に関することであるでしょう。これは、10番以外は子育て支援課で行うのか。幼稚園の先生も、公立の場合は保育所の先生も、人事交流を一緒にするという、人事交流というか、そういう意味か。どういう意味か。

<教育審議官>

ここに書いてありますのは、これまでのように、幼稚園の人事に関する事務、ヒアリング等について、学校教育課が行っていたものを子育て支援課でしていただいて、最終的な人事案を出していただいて、最終的には教育長の決裁を受けるという形と捉えております。

<委員>

部署内に連携する人がいるのか。

<教育審議官>

今、これまで学校教育課で幼児教育を担当していた者2人が、子育て支援課に異動するわけですが、その間のやりとりにつきましては、参事レベルできちんと連絡調整を行いながら対応していく。

<委員長>

市民目線では、子供のことはここへ行けばいいというふうなことで、わかりやすい。ただ、その対応がどうか。逆に、先生方が困らないか。

<教育審議官>

今の件に関しまして、園長会でもいろいろ不安があるんだということでお話があったんですけども、基本的に、これまでと大きく変わる場所はないですとお話をさせていたがきまして、ただ、細かい点を園長先生方も気にされている。いろんなそれぞれの園の事情もございまして、気になる点もあるということで、それにつきまして、今、一応不安材料についてこちらに上げていただきまして、それについてQ&Aという形でお答えをしているというような対応をしております。園長先生方からも、4月になって進めていく中で、また連携を取りながらしっかり進めていってほしいという要望はしっかり受けておきまして、そちらに関してはきちんと情報をこれまで以上に密にしながら対応していきたいと考えております。

<委員長>

指導主事は、籍は教育委員会に置くのか。

<教育審議官>

補足をさせていただきます。今、幼稚園担当の者が1人おりますけども、再任用の方が今担当しておりまして、指導主事という立場ではございません。もちろん、幼児教育に関する仕事をこれまでもしてきておりますので、幼稚園教育に関する認識はきっちりあるわけですが、やはり、指導ということになりますと、指導主事というものが鯖江市におりますので、指導主事という立場の者がきちんと、幼稚園教育の指導をしなければいけない部分については、県の指示でありますとか国からの指示、または幼稚園からの相談、そこら辺の指導に関する部分是对応させていただくと。指導助言をこれまでと同様にさせていただくというふうな。

<委員>

4条について、非常に抽象的な事柄だが、具体的な事例とか何とかって、例えばこれは規則なんやで、規則の下には要領があったり、要領の下には指針があったりするが、具体的な例がここへ出てくるのか。これで実際やれと言われたら、どれが重要でどれかというのは、人によって違う。ある程度決めるべきでは。

<教育審議官>

課長等で連携しながら判断していくという考えでおります。

<委員>

例えば事例集とか、教育長へ持っていくとか何とかって、そういう区分みたいなものはつukらないのか。ある程度目鼻みたいなものをつukらないといけないのでは。

<教育審議官>

不祥事等が発生した場合で大きな不祥事に発展するような場合には、例えば教育長の最終的な判断で処分を決定するとかを想定しております。

<委員>

例えば、指針でも、要領でもいいけれども、第4条に対して、事例としては、「不祥事等については重要に該当する」とか、何かそういう事例を少し入れておかないと、現場で人も判断する場合に、非常に不明瞭になってしまうのではないか。

<教育審議官>

今ご指摘の点につきましては、また子育て支援課と調整しながら準備してまいります。

<教育総務課長>

専決規定ということでございますので、そもそも、例えば教育委員会で決定しなければならないことを、例えばその階にある職でこういうものは決定してもいいですよ、例えば教育長限りでやっていいですよ、あるいは、部長限りでやっていいですよというのを、ある程度事務ごとに、事務組織規則の中で業務ごとにわけてある。こういう業務について、通常的なものは課長で決定してよろしいですと。慣例、特に異例なもの、通常

ものとは変わったものは部長でやってくださいと。「特に重要なもの」は何かというと非常に難しいんですけども、そこは専決権者とその上位にいらっしゃる例えば教育長との相談をしていただいて、本来なら部長で決裁できるものであるかもしれませんが、今回は異例であるので上司と相談して、あるいは教育長の決裁までいただくと、そういう仕組みでございます。今、市長部局の定めもそうでございますが、ここを具体的にこれについて重要なものであるとかという区分は、今のところつくってございません。それは、最終決裁権者とその上司と調整をしていただいて、その都度の決裁区分を判断していただくというのが、今の市の中でのやり方でございます。

<委員長>

大体それはわかる。小さいことだとか大きいこととか、いろいろ問題でも段階があるから。とにかく、これでやりやすければこのほうがいいし。

<委員長>

これは、例えば子供の問題で、例えば教員と子供のいろいろなトラブルがあったときに、子育て支援課の属する部長が最終的に対応するのか、教育長が対応するのか。

<教育総務課長>

もちろん、今ご説明いたしましたように、その物事の程度の内容です。軽易なことは子育て支援課長あるいは健康福祉部長でお願いしますと。これが仮に教育委員会にあっても同じことで、例えば学校教育課長が判断できること、事務部長が判断できること、それ以上で判断できないものは教育長へ上がるということが専決規定でございますので、そのうちの今、事務部長と学校教育課長のお仕事を、幼稚園の業務に関しては健康福祉部長と子育て支援課長にお願いをするということだけのことなので、これ、教育委員会にあっても同じことでございます。

<委員長>

問題のさらにその上になってくるとどうなるの。

<教育総務課長>

基本的には教育委員会の事務なので。

<教育長>

最終的には私が責任とるようになるでしょう。私が任命権者になりますので。

<委員長>

やはり、教育長のところということになるのか。ここの健康福祉部の部長と教育長との関係といたら、教育長になるのか。

<教育長>

重大な、ほんとうに、例えば任命権にかかわるような問題ですと、教育委員会がするようになる。処分とかそういうふうなものは、福祉では任命権者ではないので直接処分は下されませんので、教育委員会で処分をするという形になってくる。

通常の、今も話題に上がっていましたが、やはり私が一番いつも言っているの

は、議会でも答弁しましたが、子供たちの今、先生と子供さんのトラブルなんていうのは、それはあんまり決裁で上がってくるとかという話のものではないので、やはり現場の先生とまずは第一に園長先生、現場の担任の先生と保護者の方のお話して進めていって、うまくしていただくのが一番。それであかん場合は、通常ですと教育委員会へ上がってきて、間へ入ってということにもなりますけども、そういうふうな時点では、やはり子育て支援課ですか、そちらで判断をしていただいて、報告とか相談はうちへもしていただければいい。

幼稚園の場合、一番お願いしたいのは、例えばインフルエンザがはやり出したとか、これはやっぱり学校教育課へきちっと連絡してほしいと。学校へも連絡しなければいけない。それともう1つ、いわゆる食中毒が発生した場合には教育委員会に言っていたかなければいけないし、子供さんの園内での事故、それから、登園とか帰るときなんかの事故ですね。それ、やっぱり事故とか突発的な事案に関しましては、きちっと教育委員会に話をさせていただきたいということはお伝えしてあります。

ですから、通常の形でやっていって、私も今、担当先生が下へ行かれると、せめて2日に1回か1週間に一遍ぐらいは教育委員会に顔を出してもらって、いろんな話を聞かせてほしいなどは思っているんですけども、そういうようなことがやっぱり大事になってくると思います。課長さん同士といっても、なかなか難しいところはあると思いますので。

<委員長>

しかし、教育長の仕事はうんと増えており、保育園児に関しては、今までだったらあんまり関係なかったが、幼稚園児に関しては、教育委員長としての責務ということになる。だから、保育園のそういうふうないろいろなことに関しても、最終的にはもしも運が悪ければ、やっぱり責任の所在ということになるのではないか。

<教育長>

それはなりません。幼稚園だけです。

<委員長>

それについては今までと変わらないのか。

<教育長>

そうです。

ですから、委員の皆さんにも、今まで幼稚園の園訪問ってありましたね。あれもしていただきますし、指導主事が園へ行って見させていただいて指導するっていう、それも教育委員会の仕事としてさせていただく。そして、子育て支援課長については、後から話があるかもしれませんが、定例教育委員会に毎月出てきていただくという形になっております。

<教育総務課長>

今ほど、専決規定の例によるということで、今教育委員会にも教育委員会事務局組織

規則というのがございまして、その中に専決規定と。こういった事務については、例えば課長、部長で決裁してもいいですよというのがありますが、その具体的な中身と申しますのは、例えば文書の処理をどうするかとか、文書をいただいたときに受理するのはどこですかとか、あるいは回答はどこで誰がするかとか、そういった具体的な事務処理ですね。例えば会議の開催についてどうするかとか、重要な会議についてどうするかとか、そういったものなので、先ほど教育長からもお話しありましたが、例えば人事にかかわるような重要案件については、専決の規定の中には当然含まれておりませんので、通常行いますいわゆる事務について、これは事務の省力化ということで合理化とありますが、全部が全部教育長まで決裁をいただくというのは、時間的にも効率的にも悪いので、通常定例的な事務についてはある段階で各階層の職責の者に決裁をさせようという趣旨でございまして、その点だけご説明をさせていただきたいと思っております。

<委員>

先ほども何回かそういう話題も出ていたのですが、一番戸惑われるのが、園の先生方で園長先生方だと思う。審議官が、園長会に出て説明をされるとか、いろいろ丁寧にきめ細やかに対応というか、説明をされるということをおっしゃっていたので、問題はないとは思いますが、例えば大きな不祥事とかに関する問題とか、ほんとうの事務的な問題とか、そういったことはそれですと行くと思うんですけど、園長の立場として私思うと、やっぱり日々の中で、園の運営の中で、ちょっとした相談事は多々あるじゃないですか。それを今までは、名前を挙げてどうかと思っておりますけど、担当先生に相談される中でまた課長さんに上げていかれたりとかして、相談で返答をもらうというような、こんな感じで進められると思うんですけど、そういったこともやっぱり子育て支援課で今度はされるのか。そうすると、その中で園長先生方に、親切というとおかしいですけど、丁寧にまた対応してあげていただきたいと思う。

例えば先生方のことで悩みがあって、今までだったら気楽に教育委員会の担当の先生なり課長さんに相談されていると思うが、これから変わると、これはどっちに相談するんだろうとかって当然悩みもあると思うが、実際、こっちかなと思って相談されるときに、やっぱり親切に相談に乗ってあげていただきたいなって。一番多いのは、不祥事でも、先生方のことで悩まれるとか、保護者と担任の先生とのことで、自分の判断ができないので相談したいとかというときに、子育て支援課の課長さんに上がっていったアドバイスをいただくような形になるのか、そういうところもやっぱり園長会等に出られたときに、きめ細やかにアドバイス、助言をされたらいいかなと思う。どっちがどっちかがよくわからない。

最初はみんなどんな問題もそんな状態でスタートするので、今こういう質問をさせていただいたりお願いすることが不必要な気もするけれども。そうすると、お願いという形になるのですかね。一番戸惑われるのは、園長先生方はもう目に見えているので。



<教育審議官>

今の件に関しましても、教育長が申しましたように、幼稚園担当の者が今、2日に一遍とか、頻度を高くしてこちらに様子を連絡していただくという形で、その中で、やはり今、園長さんが困っていることに関して、もちろん子育て支援課長さんが基本的に対応していただくこととなりますけども、そういうやりとりを頻繁に行う中で、こちらとしてアドバイス、助言等が必要であれば、また園長先生の相談に乗っていくような体制は当然とっていかなければいけないなと考えております。

<委員>

そうですね。すごく不安だと思いますし、そのうちに軌道に乗ってくると思う。

**【採決】**

<委員長>

議案第6号について異議はないか。

(異議なしの声)

<委員長>

異議なしと認め、議案第6号を承認することとする。

議案第7号「鯖江市教育委員会所管職員の職名に関する規則等の一部改正について」

**【説明】**

教育総務課長が「鯖江市教育委員会所管職員の職名に関する規則等の一部改正について」説明

**【質疑】**

なし

**【採決】**

<委員長>

議案第7号について異議はないか。

(異議なしの声)

<委員長>

異議なしと認め、議案第7号を承認することとする。

議案第8号「グループ制およびチーム制に関する運営規程および鯖江市スポーツ推進委員に対する物品の貸与に関する規程の一部改正について」

**【説明】**

教育総務課長が「グループ制およびチーム制に関する運営規程および鯖江市スポーツ推進委員に対する物品の貸与に関する規程の一部改正について」説明

**【質疑】**

なし

**【採決】**

<委員長>

議案第8号について異議はないか。

(異議なしの声)

<委員長>

異議なしと認め、議案第8号を承認することとする。

議案第9号「平成29年度鯖江市学校教育基本方針について」

**【説明】**

教育審議官が「平成29年度鯖江市学校教育基本方針について」説明

**【質疑】**

なし

**【採決】**

<委員長>

議案第9号について異議はないか。

(異議なしの声)

<委員長>

異議なしと認め、議案第9号を承認することとする。

議案第10号「平成29年度鯖江市生涯学習振興基本方針について」

**【説明】**

生涯学習課長が「平成29年度鯖江市生涯学習振興基本方針について」説明

**【質疑】**

<委員長>

地区公民館の明文化したものがここに入ってきたわけですね。

それで、私これ読んでいて、非常に理解ができなくて。今のこの赤字の部分の前に、「その課題を念頭に」というところからずっと赤字の部分が来て、それから黒も来て、そして最後に、「人と人との絆を深めていきます」と、これ、全部一文だから、これを読んでいて、正直なところ、なかなか理解できない。切り場がなくて。

だから、ここの、「充実に努め」という、どこかここら辺で、前の課題のところでも話をしたと思うが、一遍切ったらどうか。どっかここの赤字のところ一遍切ってくれて、それから続けていくとわかるのだが。

それともう1つ、続けて、今のこの文章が次のページの3番の文章と全く同じである。だから、二度同じようなことをずっと書いてくるのはどうかなと思う。我々は事情もわかっているし、教育大綱の会合のこともあってわかるが、初めてこういうふうな文章を見られると、非常にわかりにくいと思うので、少し変えたほうがいいのではないかなと

思う。ほかの皆さん、いかがか。

<委員>

前回の会議のときに、基本方針の赤のところは続けてたしか言われていたと思うので、多分それでこんななっていると思うんですけど、読んでてこんだけ一項目、段落が1個しかないというのは、読んでいてつらいのかもしれない。

それと、3番に関しても、教育大綱にもまちづくりを公民館でしようということを訴えているので、ここがこうですよという捉え方でよいのでは。同じ文章、張りつけてあるなどは思って読んでいたが、私はいいかなと思う、これは私の意見です。

<委員長>

それともう1つ、続けて言わせていただくと、防災教育について前回お願いした。防災教育について、2カ所が入っている。赤字のところ、防災教育という言葉が2カ所が入っている。ところが、下の「・」ところには防災教育というところは、いろいろな絡みもあって、ほかの方の絡みもあって入れにくいのかなとは思いますが、例えば、学校での防災教育とか、そういうようなのでもう賄えれば、それで生涯学習としては必要ないとも思う。学校教育のところに入っているので、いいかな。

これは、じゃ、防災の場合は別にして、どっか切ったほうがよくないか。

<委員>

そうですね。

<委員長>

そこだけ考えてほしい。

<生涯学習課長>

もう少しわかりやすく、文章を1回切るという形で、もう1回改めて検討させていただきます。

<委員長>

いや、これだけずっと読もうと思うと、つらい。それでなくても、前にも話をしたけど、中学校の教育セミナー、入試の前の長文が福井新聞に出る。あれは難しい。読んでなかなか回答できない。合わせてみると違う、がっかりして。長い文章に非常に弱くなってきたなと自分で感ずるんですけど。だから、そんな人も多かろうと思って、できたら一遍、途中で切ってください。よろしくお願いします。

**【採決】**

<委員長>

議案第10号について異議はないか。

(異議なしの声)

<委員長>

異議なしと認め、議案第10号を承認することとする。

議案第11号「平成29年度鯖江市文化の館基本方針について」

【説明】

文化の館副館長が「平成29年度鯖江市生涯学習振興基本方針について」説明

【質疑】

なし

【採決】

<委員長>

議案第11号について異議はないか。

(異議なしの声)

<委員長>

異議なしと認め、議案第11号を承認することとする。

議案第12号「平成29年度鯖江市文化振興基本方針について」

【説明】

文化課長兼まなべの館館長が「平成29年度鯖江市文化振興基本方針について」説明

【質疑】

なし

【採決】

<委員長>

議案第12号について異議はないか。

(異議なしの声)

<委員長>

異議なしと認め、議案第12号を承認することとする。

議案第13号「平成29年度鯖江市スポーツ振興基本方針について」

【説明】

スポーツ課長が「平成29年度鯖江市スポーツ振興基本方針について」説明

【質疑】

なし

【採決】

<委員長>

議案第13号について異議はないか。

(異議なしの声)

<委員長>

異議なしと認め、議案第13号を承認することとする。

<委員長>

ここで、申しわけございませんが、10分間ほど休憩をとりたいと思います。

(休憩)

(再開)

議案第14号「鯖江市文化財の指定について」

【説明】

文化課長兼まなべの館館長が議案第14号「鯖江市文化財の指定について」説明

【質疑】

<委員>

一覧表の400番、402番というのは。

<文化課長兼まなべの館館長>

わざとではないと思いますけど、多分これ、「おこない」が昨年度の答申ということ、番号が飛んでいるのではないのか。401番というのは、昨年度おそらく指定をされていて、答申自体はこれ、昨年度に、「おこない」は出ているが、指定に持っていくまでに時間がかかったということで400番から402番に飛んでいるということで、401番については昨年度に指定をしているという物件になっているかと思っています。

<委員長>

403番は、地輪の文字はどこに書いてあるの。どの円形のに彫ってあるのか。

<文化課長兼まなべの館館長>

地輪の文字は、この写真でいいますと、これ全体が五輪塔という、5つあります。火とか水とかをあらわしていますけど、一番下の四角い立方体がありますね。文字がそこに書いてあります。今、写真ではわかりにくいですが、一番下に書いてあるということです。

<委員>

側面に書いてあるということ？

<文化課長兼まなべの館館長>

地輪の文字が、右側に書いてありますけど、これが一番下に書いてありまして、青木先生が調査した結果、亡くなった人が法名といいますか、戒名といいますか、それも一致して、朝倉景紀の墓塔に間違いはないということで、判明したということでございます。

<文化課長兼まなべの館館長>

実際は、埋葬は別のところへ移してある。信長が攻めてくるときに、ほじくり返されるとだめだということで、違うところへ移して、もともとここにあって、それは間違いなくそこへ建てたということだそうです。

<委員長>

ありがとうございました。

**【採決】**

<委員長>

議案第14号について異議はないか。

(異議なしの声)

<委員長>

異議なしと認め、議案第14号を承認することとする。

議案第15号「学校医の委嘱について」

**【説明】**

教育審議官が議案第15号「学校医の委嘱について」説明

**【質疑】**

なし

**【採決】**

<委員長>

議案第15号について異議はないか。

(異議なしの声)

<委員長>

異議なしと認め、議案第15号を承認することとする。

議案第16号「鯖江市社会教育委員の委嘱について」

**【説明】**

生涯学習課長が議案第16号「鯖江市社会教育委員の委嘱について」説明

**【質疑】**

なし

**【採決】**

<委員長>

議案第16号について異議はないか。

(異議なしの声)

<委員長>

異議なしと認め、議案第16号を承認することとする。

議案第17号「鯖江市図書館協議会委員の委嘱について」

**【説明】**

文化の館副館長が議案第17号「鯖江市図書館協議会委員の委嘱について」説明

**【質疑】**

なし

**【採決】**

<委員長>

議案第17号について異議はないか。

(異議なしの声)

<委員長>

異議なしと認め、議案第17号を承認することとする。

議案第18号「鯖江市視聴覚ライブラリー運営委員会委員の任命について」

**【説明】**

文化の館副館長が議案第18号「鯖江市視聴覚ライブラリー運営委員会委員の任命について」説明

**【質疑】**

なし

**【採決】**

<委員長>

議案第18号について異議はないか。

(異議なしの声)

<委員長>

異議なしと認め、議案第18号を承認することとする。

議案第19号「鯖江市文化財調査委員会委員の委嘱について」

**【説明】**

文化課長兼まなべの館館長が議案第19号「鯖江市文化財調査委員会委員の委嘱について」説明

**【質疑】**

なし

**【採決】**

<委員長>

議案第19号について異議はないか。

(異議なしの声)

<委員長>

異議なしと認め、議案第19号を承認することとする。

議案第20号「鯖江市まなべの館協議会委員の委嘱について」

**【説明】**

文化課長兼まなべの館館長が議案第20号「鯖江市まなべの館協議会委員の委嘱について」説明

【質疑】

なし

【採決】

<委員長>

議案第20号について異議はないか。

(異議なしの声)

<委員長>

異議なしと認め、議案第20号を承認することとする。

(3) 委員長および教育長の報告

<教育長>

二木委員が31日で任期満了の旨

中村知恵さんが新たに議会にて任命の同意を受けた旨

市長から教育長の任命を受け、議会の同意をいただいた旨報告

(4) その他

- ① 鯖江市小中学校元気・健康児童生徒表彰について報告
- ② 次回開催予定等について案内：4月19日(水)午後3時から開催  
臨時教育委員会について案内：4月4日(火)午前10時半から開催  
5月教育委員会開催予定について調整：5月22日(月)午後3時から開催
- ③ 4月、5月の行事予定について説明
- ④ 二木委員挨拶

議事録署名人 蓑輪 進一

議事録署名人 笹本 憲子